

シングル限定地域おこし協力隊募集事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、穴水町地域おこし協力隊設置要綱（平成26年穴水町告示第6号）に定める穴水町地域おこし協力隊員として本町に任用を希望するシングルペアレントを支援することを目的に、シングル限定地域おこし協力隊募集事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、穴水町補助金交付規則（平成9年穴水町規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(シングルペアレントの定義)

第2条 この要綱においてシングルペアレントとは、次のいずれかに該当する者であって、子ども（満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあり、現に就業していない者をいう。以下同じ）を監護する者をいう。

- (1) 配偶者と死別した者であって、現に婚姻していない者
- (2) 配偶者と離婚した者であって、現に婚姻していない者
- (3) 婚姻によらないで父又は母となった者であって、現に婚姻していない者

2 前項の規定については、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者については適用しない。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、穴水町シングルペアレント支援事業実施要領（令和3年穴水町告示第 号）第4条第3項の規定による穴水町シングルペアレント支援事業対象者認定証の交付を受けたシングルペアレントであって、穴水町地域おこし協力隊員として、本町に任用を希望する移住者とする。

2 補助金等の交付は、1人につき1回を限度とする。ただし、隊員子育て支援金の交付については、隊員の任期の期間について交付するものとする

(補助対象経費)

第4条 町長は、本町が公募したシングル限定地域おこし協力隊募集事業の主旨により地域おこし協力隊に応募する意思があり、シングル限定地域おこし協力隊希望同意書（様式第1号）を提出したシングルペアレント及び、応募後任用試験を実施することとなったシングルペアレントに対し、次の費用に要する経費を補助する。

- (1) 居住地から本町までの往復交通費
- (2) 子ども短期保育料

2 町長は、本町が公募したシングル限定地域おこし協力隊募集事業として穴水町地域おこし協力隊に応募し、任用試験により任用することとなったシングルペアレントに対し、次に掲げるものを支援する。

(1) 就職祝い金

(2) 隊員子育て支援金

3 事業の対象範囲及び補助金又は支援金の額は、別表第1のとおりとする。

4 第1項（及び第2項）に掲げるいずれかの事業によって補助（又は支援）を受けようとする場合において、その支援の内容が類似する町の補助金の交付を受けた場合、又は受けることになっている場合は、前項の規定に関わらず、当該事業の対象としない。

（補助金等の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、シングル限定地域おこし協力隊募集事業補助金交付申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請書には、別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。

（補助金等の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請に係る書類の審査により、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、シングル限定地域おこし協力隊募集事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による書類の審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、シングル限定地域おこし協力隊募集事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金等の請求）

第7条 前条第1項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助金交付者」という。）は、別表2に掲げる日までにシングル限定地域おこし協力隊募集事業補助金請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があった場合は、補助金等を交付するものとする。ただし、第4条第2項第2号に掲げる支援金については、4月、8月、12月に支給するものとする。

（決定の取消し）

第8条 町長は、補助金交付者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、当該取消しに係る補助金を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前各号に掲げるほか、町長が補助金の交付の決定の取消しが相当であると認めたもの

2 補助金の交付の決定の全部又は一部を取消した場合であって、やむを得ない事情があると町長が認めた場合においては、前項の規定に関わらず、補助金の返還を要しない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事業	事業の対象範囲	補助金の額
シングル限定地域おこし協力隊募集事業	(1) 居住地から本町までの往復交通費 (2) 子ども短期保育料 (3) 就職祝い金 (4) 隊員子育て支援金	(1) 公共交通機関利用運賃及び高速道路等通行料金。ただし、事前来町時、第2次審査(面接試験)時それぞれ往復10万円を上限とする (2) 就業のために子どもを預けた費用。ただし、1日4千円を上限とする (3) 就職内定時の祝い金として10万円を支給する (4) 子ども1人5万円、2人8万円、3人以上10万円の支援金を4月～7月分を4月に、8月～11月分を8月に、12月～3月分を12月に支給する。

別表第2（第5条関係）

事業	添付書類	交付申請時期	補助金請求時期
シングル限定地域おこし協力隊募集事業	(1) 経費明細表（様式第1号別紙） (2) 請求明細書又は領収証など事業経費の金額を証明できるもの (3) 穴水町地域おこし協力隊委嘱書の写し	金額確定後から起算して3ヶ月以内。ただし、就職祝い金及び隊員子育て支援金は、協力隊委嘱後10日以内	交付決定後 ※ただし、隊員子育て支援金については、任用2年目以降は毎年度4月10日までに請求すること